

公募公告

次のとおり公募に付します。

平成30年10月31日

全国健康保険協会広島支部

支部長 神田 和幸

1. 公募内容

(1) 公募件名

公益社団法人広島県薬剤師会に属さない保険薬局による糖尿病重症化予防事業

(2) 業務内容等

糖尿病性腎症の病期2期該当者に対する服薬指導を中心とした業務

詳細は仕様書による。

(3) 契約期間

平成30年11月21日（予定）から平成31年3月31日

但し、委託期間内に対象者から指導参加の意思表示があり、かつ甲が必要と認められた場合は、当該対象者の事業終了日（事業開始より終了するまでの6か月間）まで委託期間を延長することができるものとする。なお、その場合の契約単価は、本契約において定める各契約単価と同額とする。

2. 公募参加資格

- (1) 公益社団法人広島県薬剤師会に属していない保険薬局であること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (3) 当該案件の仕様書を十分に理解し、当支部と協議の上、確実に履行できると認められる者であること。
- (4) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては直近1年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (6) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3. 応募申込書（以下、「申込書」という。）の提出場所等

- (1) 仕様書等の交付場所及び問い合わせ先
〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2階
全国健康保険協会広島支部 企画総務グループ 担当 北村
電話（代表） 082-568-1011
- (2) 仕様書等の内容に関する問い合わせ先
〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2階
全国健康保険協会広島支部 企画総務グループ 担当 新谷
電話（直通） 082-568-1014
- (3) 申込書の提出期限等
期 限 平成30年11月14日（水）午前10時00分
提出場所 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2階
全国健康保険協会広島支部 企画総務グループ 担当 北村
- (4) 申込書の提出方法等
持参もしくは郵送による。ただし、土・日曜日、祝日の受け付けは行わない。

4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 全額免除とする。
- (3) 公募に参加を希望する者に要求される事項等
 - ・ この公募に参加を希望する者は、応募申込書を提出しなければならない。
 - ・ 公募に参加を希望する者は、応募申込書に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - ・ 提出した応募申込書の差替え、変更、取消はできないものとする。
 - ・ 応募申込書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
 - ・ 一旦受領した書類は返却しない。
- (4) 応募申込書の無効
 - ・ 記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。
 - ・ 本公告に示した公募参加資格のない者の提出した応募申込書、公募に参加を希望する者に求められる義務を履行しなかった者の提出した応募申込書、その他公募の条件に違反した応募申込書は無効とする。
 - ・ 公募参加資格確認書類により当該案件を確実に履行できると認められないと判定された者が提出した応募申込書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約相手方の決定方法
 - ・ 応募申込書を提出したもののうち、本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会
広島支部長が判断した各応募者と契約する。
- (7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) 公募結果の通知

- ・ 公募の結果、契約の相手方に決定した者には、平成30年11月15日（水）午後3時までに電話で連絡することとする。

1. 公募参加資格確認のための提出物

- ・ 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間【平成29年10月分から平成30年9月分まで】の厚生年金保険料及び健康保険料（船員保険にあつては船員保険料）を納付したことが確認できる書類（領収証書の写し又は納付証明書）。
- ・ 健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間【平成29年10月分から平成30年9月分まで】の厚生年金保険料を納付したことが確認できる書類（領収証書の写し又は納付証明書）。
- ・ 厚生年金保険の適用を受けない者は、事業主が直近1年間【平成29年10月分から平成30年9月分まで】の国民年金保険料を納付したことが確認できる書類（領収証書の写し又は納付証明書）。

2. 提出部数

各1部とする。

3. 提出期限及び場所

平成30年11月14日（水）午前10時00分

〒732-8512

広島県広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2階

全国健康保険協会広島支部 企画総務グループ 北村

電話 082-568-1014

